

OCJpn全国ワークショップ
岐阜県における
がん・生殖医療ネットワークに
ついて

令和6年1月12日

ネットワーク の概要①

■名称：GPOFs

(岐阜県がん・生殖ネットワーク)

○活動開始：平成25年2月15日(2013.2.15)

○チーフコーディネーター

岐阜大学医学部附属病院

産婦人科 森重健一郎 医師

(現：大阪急性期・総合医療センター)

○参加者：116名 24施設、52部門（診療科）

・がん診療連携拠点病院・他がん治療施設のがん治療医

(乳腺外科、血液内科、泌尿器科、小児科、整形外科、産婦人科 等)

・生殖医療施設の生殖医療専門医、培養士 等

・医師会、倫理学、基礎研究者、行政 等

ネットワーク の概要②

○ネットワークの充実

- ・平成25年2月～令和4年3月

事務局：岐阜大学医学部附属病院

(令和3年度：県委託事業)

がん治療施設と生殖医療施設の更なる充実には・・・

組織としてのネットワーク強化が必要

○新たなネットワーク体制の構築

- ・令和4年4月

事務局：県保健医療課

ネットワーク の概要③

■改名：ぎふがん・生殖ネットワーク

○活動開始：令和4年4月

○設置要綱を制定

・ネットワークの目的及び参加方法等を明文化

ぎふがん・生殖医療ネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 本会は、ぎふがん・生殖医療ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、岐阜県内におけるがん等の治療及び生殖医療に従事する医療機関、行政機関等が互いに連携して、小児・AYA世代のがん等の患者やその家族に、生殖機能温存に関する正しい情報を提供するとともに、生殖機能温存治療及び温存後生殖補助医療（以下、「生殖機能温存治療等」という。）を円滑に実施するための連携体制を構築することを目的とする。

ネットワーク の概要④

○構成員

がん治療施設：がん診療医療機関拠点病院 他
（現在 9施設＊）

生殖医療施設：県指定医療機関 3施設 他
（現在 5施設＊）

行政：県保健医療課

* 重複含む

ネットワーク の概要⑤

○コアメンバー

【会長】 岐阜大学医学部附属病院

がんセンター

センター長

【分野代表】

がん治療：同

がんセンター

副センター長

生殖医療：同

成育医療センター

センター長

※岐阜大学医学部附属病院は都道府県がん診療連携拠点病院

【行政】 県保健医療課（事務局）

取組報告①

○令和4年度

- ・医療者向け研修会（令和5年2月）

○令和5年度

- ・施設訪問

@がん治療側の声

- ・緊急を伴うがん治療に対応できるよう、生殖医療施設とのタイムリーな連携が必要

@生殖医療側の声

- ・がん医療施設との原疾患の治療方針に関する情報共有も含めた連携が必要
- ・自施設からの情報発信も大切

取組報告②

- がん治療側から生殖医療側への紹介をスムーズにするための検討
- 医療者向け研修会の開催
- ネットワーク参加者の意見交換会
(令和6年.1月末実施予定)

助成事業 について①

岐阜県若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業

○平成30年（2018年）

岐阜県独自の助成制度をスタート

【対象】 県内在住で、対象となる治療の凍結保存時に
43歳未満の患者

【対象となる費用】

- ・ 生殖機能温存治療及び初回の凍結保存に要する
自己負担額のうち

医療保険適用外の費用 又は 意思決定支援施設で
実施された意思決定支援に要する費用



岐阜県がん患者生殖機能温存治療費助成事業



○令和3年4月（2021.4）～

国の助成事業の開始に伴い、助成額等を拡大

助成事業 について②

対象治療	R2年度まで		R3年度～	
	上限額/回	回数	上限額/回※1	回数※2
① 胚（受精卵）凍結	20万円	1	<u>35万円</u>	<u>2</u>
② 未授精卵子凍結	20万円	1	20万円	<u>2</u>
③ 卵巣組織凍結	20万円	1	<u>40万円</u>	<u>2</u> ※3
④ 精子凍結	3万円	1	<u>2.5万円</u>	<u>2</u>
⑤ 精子凍結（精巣内精子採取）	3万円	1	<u>35万円</u>	<u>2</u>
⑥ 意思決定支援	5千円	1	<u>5千円</u>	<u>1</u> ※2

< R3からの注意事項 >

※1 ①～⑤は、原則、意思決定支援を受けたことを条件に助成。ただし病状等の事由による場合はその限りではない。※2 助成回数は通算2回まで（※3 採取と移植で2回） ⑥は1回

★⑥は、岐阜県の独自制度としては継続

助成事業 について③

岐阜県がん患者生殖機能温存治療費等助成事業

○令和4年4月（2022.4）～
温存後生殖補助医療も助成対象となる

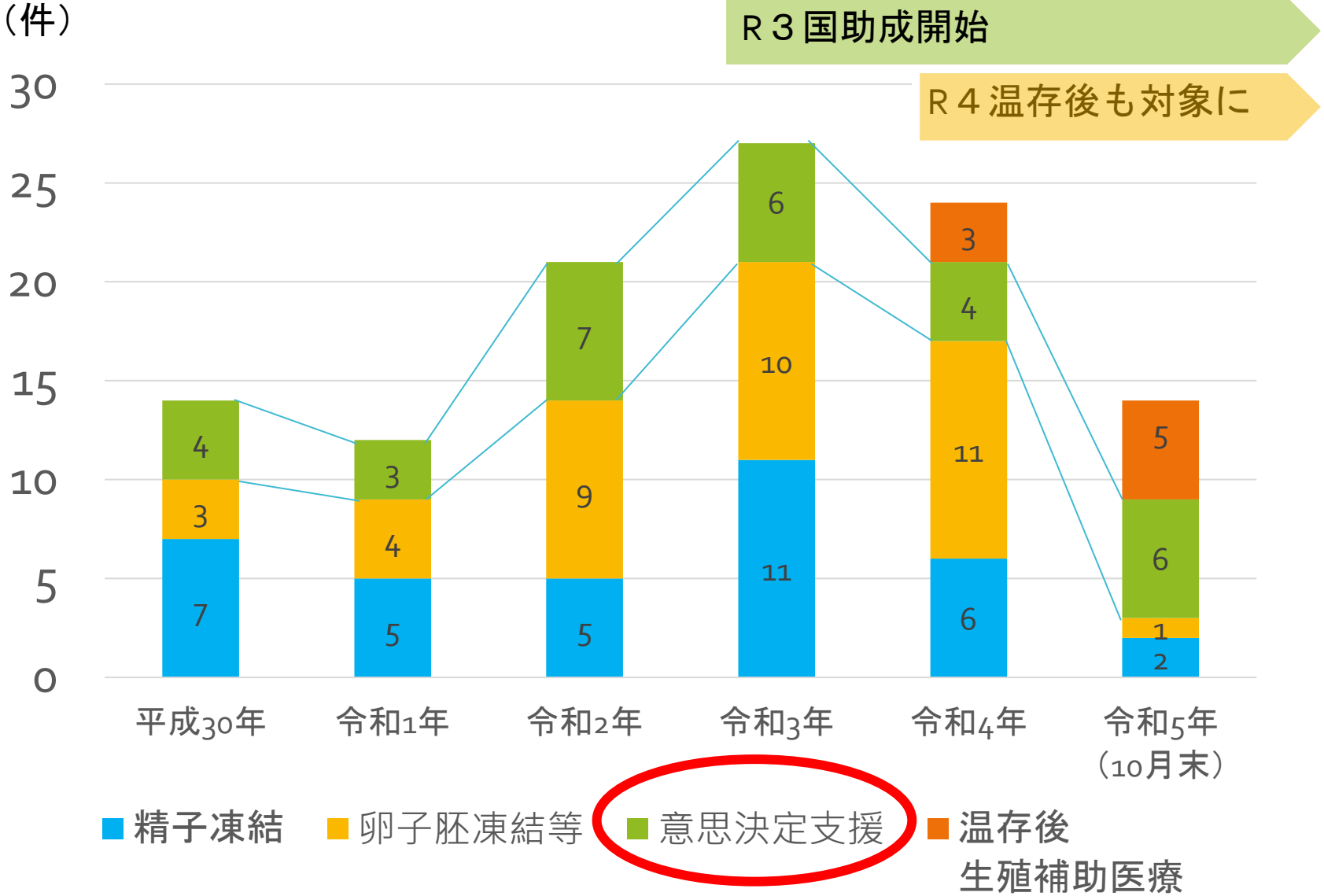
助成の対象となる治療	1回当たりの助成上限額	助成対象者1人当たりの助成回数
①凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円	初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回（40歳以上であるときは通算3回）まで※5
②凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療	25万円※1	
③凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円※1～4	
④凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円※1～4	

*4 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により中止した場合は対象外。

*5 助成を受けた後、出産した場合及び妊娠12週以降に死産した場合は、はりセット。



妊孕性温存治療 助成実績



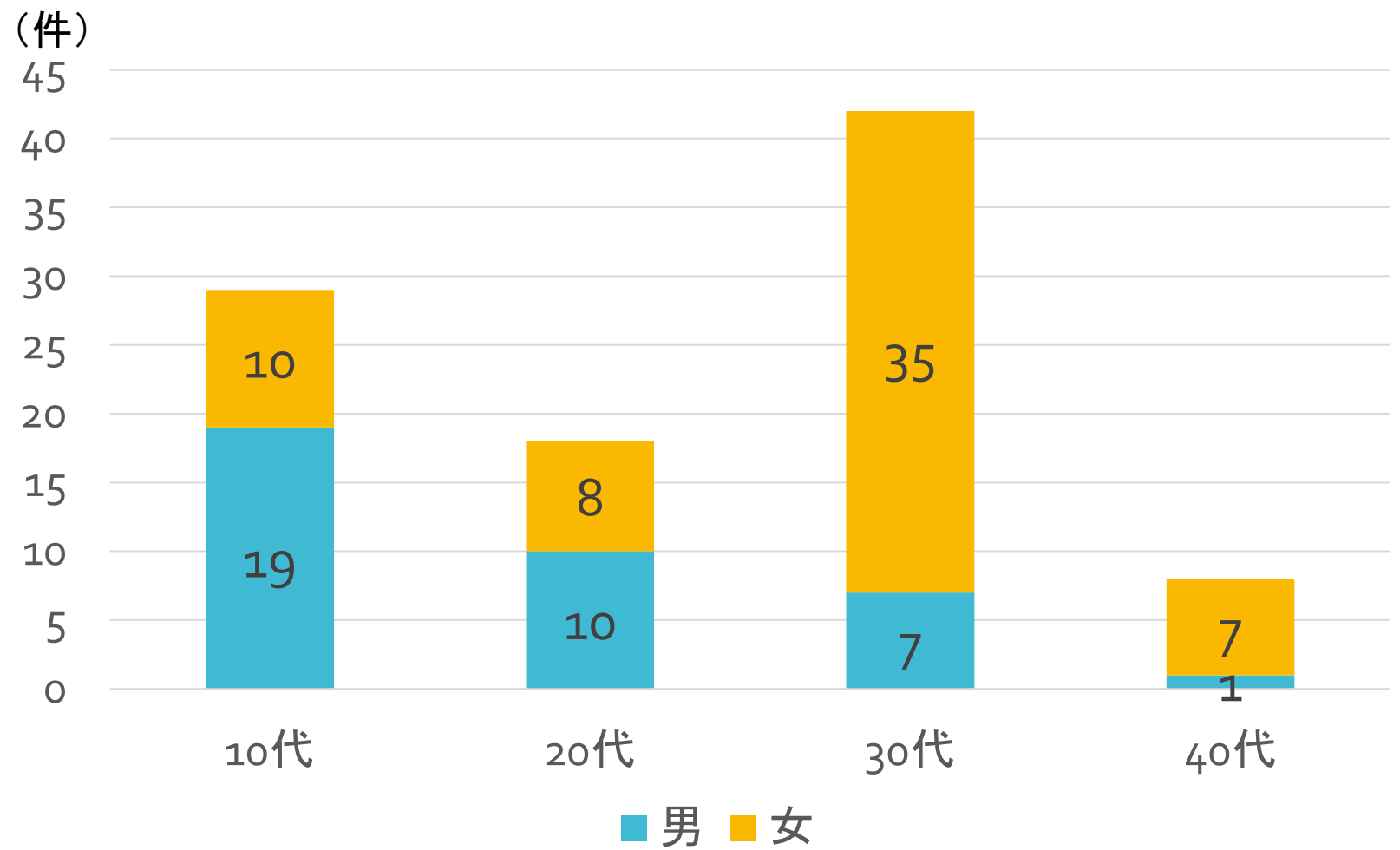
助成実績
について①

★岐阜県独自制度

妊孕性温存治療 助成実績

(平成30年～令和4年)

①年齢及び性別 助成件数



助成実績
について②

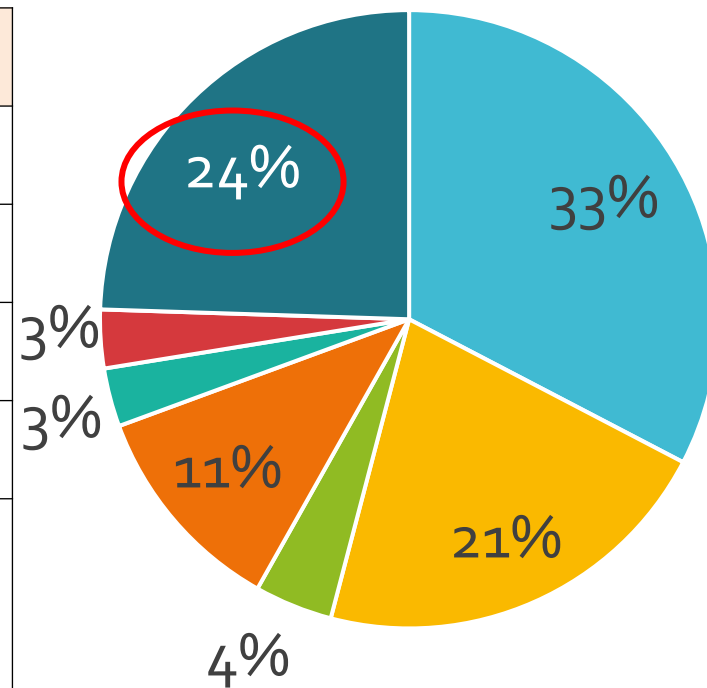
妊孕性温存治療 助成実績

(平成30年～令和4年)

②治療内容別

治療内容	助成件数
精子凍結	32
未受精卵子凍結	21
卵巢組織凍結	4
胚(受精卵)凍結	11
凍結胚(受精卵)	3
補助医療	3
治療中止	3
*意思決定支援	24
計	98

* 岐阜県独自



- 精子凍結
- 卵子凍結
- 卵巢組織凍結
- 胚凍結
- 凍結胚補助医療
- 治療中止
- 意思決定支援 *

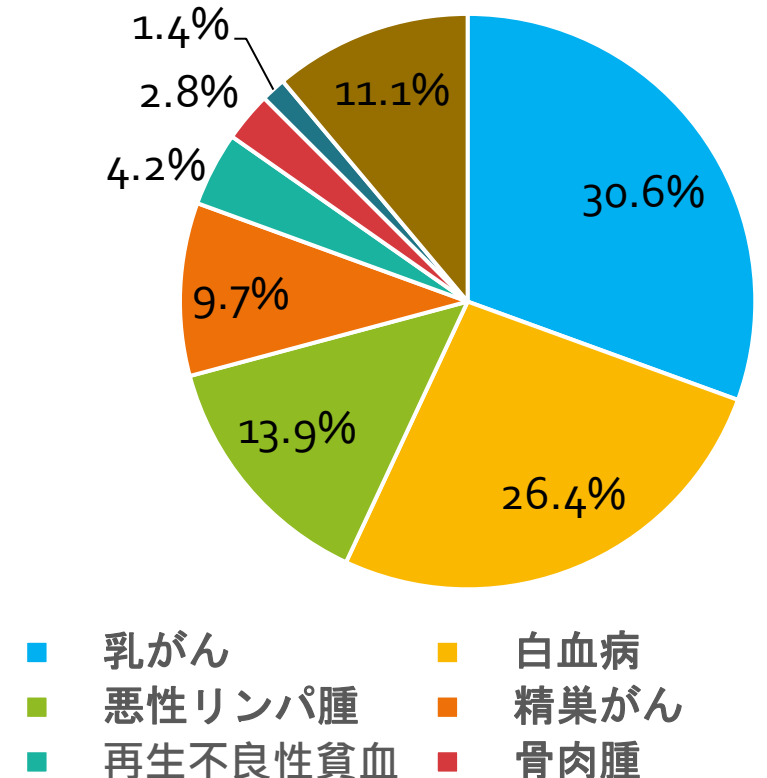
助成実績
について③

妊孕性温存治療 助成実績

(平成30年～令和4年)

③疾患別

疾患名	助成件数
乳がん	22
白血病	19
悪性リンパ腫	10
精巣がん	7
再生不良性貧血	3
骨肉腫	2
脳腫瘍	1
その他	8
計	72



助成実績
について④

* 疾患不明（意思決定支援＋温存後補助医療）26件 を除く

妊孕性温存治療 助成実績

(平成30年～令和4年)

助成実績
について⑤

④がん診療医療機関所在地別

	医療機関数	助成件数	割合
県内	10	76	80.0%
県外	10	19	20.0%

⑤生殖医療医療機関所在地別

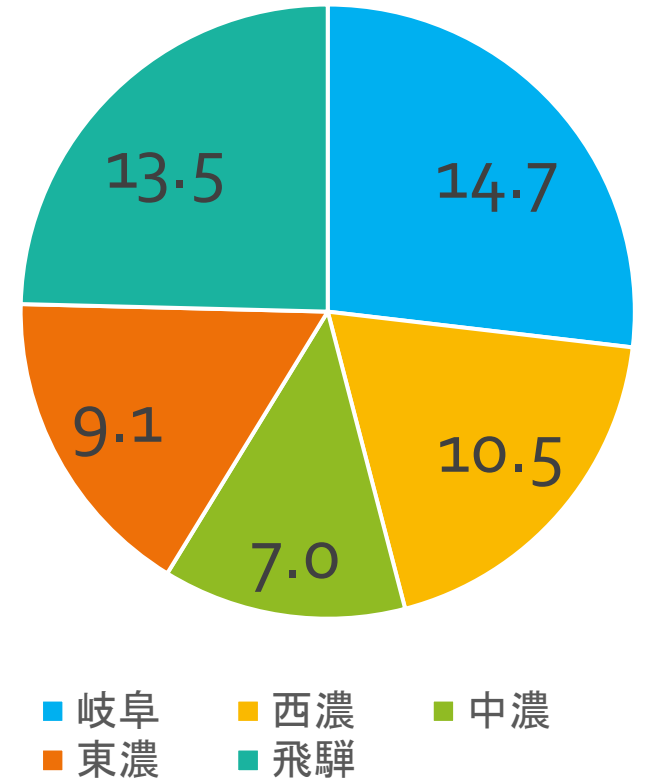
	医療機関数	助成件数	割合
県内	3	81	82.7%
県外	6	17	17.3%

妊孕性温存治療 助成実績

(平成30年～令和4年)

⑥がん者の居住地別

圏域	助成件数	人口10万対 2022年国勢調査 0～44歳
岐阜	52	14.7
西濃	16	10.5
中濃	11	7.0
東濃	12	9.1
飛騨	7	13.5
計	98	



助成実績
について⑥

助成実績 について⑦

温存後生殖補助医療 助成実績

年度	助成件数
令和4年度	1人（3回）
令和5年度	3人（2回×2人, 1回×1人）

- ・ 治療内容：凍結胚（受精卵）生殖補助医療 4人
原疾患：乳がん1人、その他は不明

* 温存後のみ申請からは把握はできない。

その他 活動報告①

啓発活動


- ・ がん診療連携協議会、患者相談専門部会、県内市町村向け研修会、県民公開講座等での周知
- ・ がんと診断された方向けリーフレットの作成と周知
- ・ 県ホームページでの啓発

リーフレット・県HP等で周知しています！

令和5年6月以降

生殖機能温存にかかる治療費等の助成が受けられます

岐阜県では、将来子どもを産み育てることを望む小児・思春期・若年のがん患者さん等が、希望を持ってがん治療等に取り組んでいただくことができるよう、がん治療等の開始前に県が指定した病院において行う生殖機能温存治療に要した費用の一部を助成します。



生殖機能温存治療とは

生殖機能が低下し、若しくは失うおそれのあるがん治療等に際して、精子、卵子若しくは卵巣組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為又は卵子を採取し受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為をいいます。

助成の対象となる方

生殖機能温存治療を受け方、又はその前に実施する意思決定支援を受けたが生殖機能温存治療に至らなかった方が対象となります。生殖機能温存治療と意思決定支援で要件等が異なります。

生殖機能温存治療に係る助成申請をする場合

- 申請時点で岐阜県内に住所を有している方
- 生殖機能温存治療の凍結保存時における年齢が13歳未満の方
- 意思決定支援機関において、意思決定支援を受けた方
※凍結保存の対象となる年齢があることその他の要件を備い申請し、意思決定支援を受けることが可能な場合は、意思決定支援を受けていない生殖機能温存治療を実施した方も対象となります。
- 指定医療機関において生殖機能温存治療を受けた方
- がん治療により、生殖機能が低下し、又は失うおそれのあるがん治療等担当医師及び指定医療機関の生殖機能を専門とする医師により診断され、かつ、生命予後に与える影響が確認されると認められる方
※予断的な必要が場合その他の診断できないことが認められる場合は対象となりません。
- 生殖機能温存治療の治療費を同じくして、岐阜県特定不妊治療助成事業に準じた助成又は他の凍結保存費を有する市町村が実施する特定不妊治療助成事業により、助成金等の交付を受けていない方
- 生殖機能温存治療について、他の法令等の規定により、他の医療機関又は市町村の負担による助成を受けていない方
- 小児・AYA世代のがん患者等の胚性性温存療法研究に参加できる方

意思決定支援に係る助成申請をする場合

- 意思決定支援実施時点で岐阜県内に住所を有している方
- 意思決定支援実施時における年齢が13歳未満の方
- 意思決定支援機関において、意思決定支援を受けた結果、生殖機能温存治療を受けるに至らなかった方
- 意思決定支援について、他の法令等の規定により、他の医療機関又は市町村の負担による助成を受けていない方

対象となる治療など

処置の対象となる治療	助成上限額/1件	処置の対象となる費用
胚（受精卵）の凍結	3.5万円	ガイドラインに基づき行われる生殖機能温存治療及び創設の凍結保存に要する自己負担額のうち医療保険適用外の費用又は意思決定支援施設において実施された意思決定支援に要する費用です。
未凍結精子の凍結	2.0万円	
凍結前処理の凍結（凍結前再凍結を含む）	4.0万円	
精子の凍結	2万5千円	【対象外】 ・手術費、入院費の負担等、マニピュレーション（凍結前処理）費用 ・はたし等の検査費用等（凍結保存の凍結前処理に要する費用） ・申請者の都合により生殖機能温存治療停止した場合の費用 ・凍結保存に要しない、凍結前処理を実施が得た場合の費用及び費用が認められない場合の費用
精巣内精子採取術による精子の凍結	3.5万円	
意思決定支援	5千円	

※生殖機能温存治療に係る助成は選挙2回まで、意思決定支援に係る助成は選挙1回までです。

提出いただく書類

※各様式は「提出先・お問い合わせ先」にある県WEBページからダウンロードできます。以下の書類を費用を支払った日の属する年度内に簡易書留などの記録が残る郵送方法で提出してください。

生殖機能温存治療に係る助成申請をする場合

- 交付申請書（表記第1号様式）
- 生殖機能温存治療実施証明書（表記第2号様式）
- 凍結保存治療実施証明書（表記第3号様式）
- 住民票
（マイナンバーの記載がなく、交付日から3か月以内のもの、申請者が保護者等の場合は、「続柄」の記載のあるもの）
- 領収書・診療明細書
（写し可。生殖機能温存治療又は意思決定支援に要した費用が確認できる指定医療機関が発行したもの）
- 届出口座通帳等の写し
（金融機関名・かき番・口座番号・支店番号の分かるページの写し）
- 生殖機能温存治療費領収金領内訳証明書（表記1-1）
※当該の一部を指定医療機関以外の医療機関で実施した場合に提出
- 夫婦であることを証明できる書類
※胚（受精卵）凍結に係る助成申請に際して

意思決定支援に係る助成申請をする場合

- 交付申請書（表記第4号様式）
- 意思決定支援実施証明書（表記第5号様式）
- 住民票
（マイナンバーの記載がなく、交付日から3か月以内のもの、申請者が保護者等の場合は、「続柄」の記載のあるもの）
- 領収書・診療明細書
（写し可。生殖機能温存治療又は意思決定支援に要した費用が確認できる指定医療機関が発行したもの）
- 届出口座通帳等の写し
（金融機関名・かき番・口座番号・支店番号の分かるページの写し）

法律婚の場合：両人の戸籍謄本
事実婚の場合：a～cの書類
a 両人の戸籍謄本
b 両人の住民票（同一世帯でない場合は、gの欄内を記入）
c 両人の事実婚関係に関する申立書（表記1-2）

県内の指定医療機関（令和3年10月時点）

医療機関名	所在地	電話番号
岐阜大学医学部附属病院	〒501-1194 岐阜市榑戸1番1	058-230-6000
桜レディスホスピタル	〒502-0846 岐阜市津島町6-19	058-233-8811
ケニツママ	〒503-0807 大垣市今宿3丁目34-1	0584-73-5111

※意思決定支援については、岐阜大学医学部附属病院が実施しています。

提出先・お問い合わせ先

〒500-8570
岐阜市数田南2-1-1
岐阜県健康福祉部保健医療課 がん・受動喫煙対策係
電話番号：058-272-1111（代表）
メールアドレス：c11223@pref.gifu.lg.jp

岐阜県 生殖機能温存 係



その他 活動報告②

がんと言われた時に考える ヒントリストから情報発信！

- ・がんの診断時に医師（医療者）から、ぎふ・療養サポートブック改訂版と併せて患者に配布。

その他 活動報告③



がん・生殖医療相談について掲載！
ぎふがんねっと関連ページへのQRコード

ヒントリストについては岐阜県HP（左記QRコード）からもダウンロードが可能です

事務局 となって

○良かったこと

- ・ネットワークの要綱を定め、組織として加入する枠組みを整備し強化することができた。

○一方・・・

- ・がん治療と生殖医療の学術的な知見の更新や強化研修等を柔軟に対応する事が困難。医療者による牽引力が不可欠。

○期待すること

- ・がん診療連携拠点病院連絡協議会との連携。

今後について

がん治療施設と生殖医療施設と更なる連携を目指して

- ・ ネットワークによる連携体制の推進
がん診療施設と生殖医療施設との連携
患者に適切なタイミングで情報提供がされる体制づくり
- ・ 研修会・検討会の実施
- ・ 助成事業の実施 と 申請状況の共有
- ・ 県民への情報発信



岐阜県第4次がん対策推進計画 令和6年3月策定予定

第6 「患者本位で持続可能ながん医療の提供」

(3) 小児・AYA世代のがん対策